

和木町下水道施設維持管理業務に係る
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

和木町が管理する汚水処理施設の維持管理業務を委託するもの。

2 業務概要

- (1) 業務名 和木町下水道施設維持管理業務
- (2) 業務内容 別紙「和木町下水道施設維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 ¥8,140,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 契約方法 本プロポーザルにより優先交渉権者となった者と随意契約する。

3 参加資格要件

別紙「和木町下水道施設維持管理業務仕様書」のとおり

4 スケジュール

内容	期日等
質問書提出期限	令和8年3月10日（火） 午後4時まで
質問回答	令和8年3月11日（水）
提案書提出期限	令和8年3月13日（金） 午後4時まで
プロポーザル審査	令和8年3月19日（木）（午後を予定）
審査結果通知	令和8年3月24日（火）

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に関するものとし、審査（評価）に係る質問は受け付けない。

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）を電子メールにて送付すること。
- (2) 提出期限 令和8年3月10日（火）午後4時まで
- (3) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和8年3月11日（水）までにホームページで公表する。

6 参加申込の方法

提案書の提出をもって参加申込とする。

7 提案書の提出

- (1) 提出書類 提案書（任意）を本実施要領8（2）ア1～4のとおり各評価分類に分け作成す

ること。なお、評価分類毎の提出上限枚数は2枚とする。見積価格は任意の見積書とする。

(2) 提出方法 電子メール

(3) 提出先 kensetu@town.waki.lg.jp

8 審査・選考等

(1) 審査方法

提案書類の内容についてヒアリングを行い、総合的に審査する。

なお、提案者が一者であった場合でも、審査・評価を実施する。

日時 令和8年3月19日(木) (午後を予定)

場所 和木町役場 議会棟 全員協議会室

その他 日程等詳細については別途連絡を行う。

(2) 評価方法

ア 評価方法は選定委員による主観的評価を行う。評価項目は下記のとおりとする。

評価分類	評価項目
1. 会社概要	・業務内容、資本金の額、組織体制（現場組織を支援する社内体制含む）、会社総従業員数 ・付保している賠償保険の補償内容
2. 業務実施体制	・業務遂行の基本的な考え方及び取組内容が示されているか ・有資格者の配置について示されているか
3. 緊急時の対応及び体制	・緊急時の招集連絡体制が示されているか ・社内応援体制が示されているか
4. 安全管理	・労働災害防止のための企業としての取組みが示されているか ・現場における安全対策が示されているか
5. 見積価格	・価格の妥当性

イ 選定委員各人の持ち点は均一とし、それぞれの評価点を合算し、その合計点数により最終順位を決定する。

ウ 合計点数の最も高い者を優先交渉権者とする。ただし、最高得点者が複数ある場合は選定委員会の決議により選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、令和8年3月24日(火)までに通知する。なお、選考の理由、

経過及び結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じないものとする。

9 契約の締結

優先交渉権者との契約交渉の結果、合意に至った場合は、随意契約を行う。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成等プロポーザル参加に要した費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差換え及び再提出は認めないものとする。
- (3) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となること。
 - ア 提案書に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ 本要項に違反すると認められる場合
 - エ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (4) 提出された提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で、参加者の承諾なく無断で使用することはない。
- (5) いかなる場合でも、提案書等の提出書類・質問書の返却は行なわないものとする。

11 提出先及び問い合わせ先

〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号
和木町役場 都市建設課
TEL : 0827-52-2198 FAX : 0827-52-7279
E-mail : kensetu@town.waki.lg.jp

以上